



◇「きのくに生活情報誌 くらしのとびら」はインターネットでもご覧いただけます◇  
<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/031300/bukka/049.htm>

## 悪質なリフォーム業者に注意しましょう!!

# 契約はよく理解して慎重に!

### 改正「特定商取引法」の主なポイント

「販売目的」を  
隠した売り方は  
ダメ!!

#### POINT①

点検商法等への対策として、訪問販売する際には販売目的の訪問であることの明示を義務づけました。

#### POINT②

キャッチセールスなどのアポイントメントセールスへの対策として、公衆の出入りしない個室等に誘い込んでの勧誘が禁止されました。  
(6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金)

大事なことについて嘘や、わざと伝えないのはダメ!!

#### POINT③

消費者に、商品の価格・性能等に関する重要な事項を故意に告げない行為が、罰則をもって禁止されました。  
(2年以下の懲役又は300万円以下の罰金)

#### POINT④

虚偽説明や上記③の重要事実不告知等の違法勧誘によって、誤認して訪問販売等の契約を締結した場合は、消費者は契約を取り消せるようになりました。

(\*)クーリング  
オフ妨害したら  
「期間延長」!!

#### POINT⑤

業者が、嘘を言ったり威迫してクーリング・オフを妨害した場合は、いつでも消費者はクーリング・オフができるようになりました。

マルチ商法は  
中途解約でき、  
場合により返品  
できる

#### POINT⑥

マルチ商法の組織に加入した消費者は、クーリング・オフの期間(20日間)を過ぎても、中途解約や退会ができるようになりました。

(\*)クーリング・オフについては裏面参照

# 成年後見制度とは？

**成年後見制度**とは、認知症・知的障害・精神障害などによって判断能力が十分でない方を保護するための制度です。成年後見制度には、次のようなタイプがあります。

| 区分       | 本人の判断能力   | 援助者   |                          |
|----------|---|-------|--------------------------|
| 後見       | 全くない  | 成年後見人 | 監督人を選任<br>することがあ<br>ります。 |
| 保佐       | 特に不十分   | 保佐人   |                          |
| 補助       | 不十分   | 補助人   |                          |
| 任意<br>後見 | 本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ結んでおいた任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。 |       |                          |

\*援助者は、必要に応じて、複数の人や法人を選任することもあります。

お問い合わせ先 和歌山家庭裁判所 073-422-4191

## クーリング・オフって知っている？ 注意！

### クーリング・オフとは

法律（特定商取引法など）で認められた契約について、消費者から一方的に無条件解約ができる制度です。

### クーリング・オフの条件

- 法律に規定された特殊な契約方法・内容であること  
具体例：訪問販売、電話勧誘販売、マルチ商法、エステ、外国語会話、家庭教師、学習塾、パソコン教室、結婚相手紹介サービス、内職、モニター商法など
- 法律で指定された商品、サービス、権利であること  
(但し、マルチ商法、内職、モニター商法には制限なし)
- 契約書を交付された日を含めて原則として8日以内  
(但し、マルチ商法、内職、モニター商法は20日以内)

### クーリング・オフができない場合

- 価格が3,000円未満のもので商品の引渡しやサービスの提供を受け、かつ代金の全額を支払った場合
- 化粧品などの消耗品で開封したり一部を使ってしまった場合
- 乗用自動車など

### クーリング・オフは書面で!!

クーリング・オフをするには、必ず書面で通知し、はがきを簡易書留扱いで出しましょう。

なお、内容証明郵便(「どんな内容の手紙を、いつ相手に出したか」ということを郵便局で証明してくれるものです)であればさらに確実です。

[簡易書留の例] (8日目または20日目の消印有効)

|  |   |
|--|---|
| 郵便はがき<br>切手<br>郵便番号<br>〒<br>○○株式会社<br>代表者様<br>(○○課)<br>●住所<br>●フリガナ<br>●契約者<br>●電話番号 | 申込(契約)日 平成○○年○○月○○日<br>●商品名<br>●販売店名<br>●販売店住所<br>●電話番号<br>右記日付の申込は撤回(または契約解除)します。<br>平成○○年○○月○○日 |
|--|---|

※クレジット利用の時は債権会社にも出すこと、コピーをとっておくこと。

期 間 平成17年9月8日～10月27日

時 間 午後1時30分～ 約2時間

場 所 県経済センター2階 (和歌山市西汀丁26)  
県消費生活センター 研修室  
(電話 073-433-1551)

※10月27日の消費者問題セミナーは経済センター  
6階多目的ホールで実施

《申込みについて》

受講を希望される方は9月2日までに

〒640-8227 和歌山市西汀丁26

和歌山県経済センタービル2階

和歌山県消費生活センター

電話 073-433-1551, F A X 073-433-3904 又はハガキでお  
申し込み下さい。

定員40名に達し次第、締め切ります。

(空席があれば当日受講も出来ます。)

セミナーは、10月21日までに申込み下さい。

定員100名に達し次第、締め切ります。

| 日 程                    | 講 座 内 容                                     | 講 師   |
|------------------------|---|---|
| 第1回<br>9月8日<br>(木曜日)   | 消費者問題と消費生活センターの取り組みについて<br>最近の苦情相談事例と対応について | 県消費生活センター<br>所 長 深日恒昭<br>副主査 玉石輝典<br>相談員                            |
| 第2回<br>9月15日<br>(木曜日)  | 衣生活の知識<br>クリーニングトラブルを防ぐために                  | 和歌山県クリーニング生活衛生同業組合<br>理事長 松下博昭<br>副理事長 池田大和<br>理 事 富沢慶孝<br>理 事 小倉正基 |
| 第3回<br>9月22日<br>(木曜日)  | 家電製品の知識<br>家電製品の省エネ・お手入れについて                | 株東芝 お客様部<br>関西地区<br>中井戸正憲   |
| 第4回<br>9月29日<br>(木曜日)  | 食生活の知識<br>食品の表示と食育について                      | 近畿農政局<br>和歌山農政事務所<br>職 員  |
| 第5回<br>10月6日<br>(木曜日)  | 住生活の知識<br>住まいの安全性と木質建材について                  | 農林水産消費技術センター<br>神戸センター<br>職 員                                       |
| 第6回<br>10月13日<br>(木曜日) | 洗濯の知識<br>洗剤の特性とその使用方法について                   | 株式会社<br>消費者相談センター(大阪)<br>木本淳子                                       |
| 第7回<br>10月20日<br>(木曜日) | 防災の知識<br>東南海・南海地震と防災対策について                  | 総合防災訓練防災対策班<br>班 長 中林憲一   |
| 第8回<br>10月27日<br>(木曜日) | 消費者問題セミナー<br>身の回りの化学物質とのつきあい方について           | 和歌山環境ネットワーク<br>代 表 重橋 隆   |

## 交通安全のために

～交通事故はあなたの周りの最も身近な危険のひとつです～

### ●最近の事故の特徴は・・・

☆時間帯 早朝・夜間等の薄暮時

☆対 象 高齢歩行者

☆行 動 道路横断中

反射材で夜道も安心



歩行者が歩行者を注意する



### ●事故にあわないためのポイントは！

歩行者は・・・

☆早朝・夜間等の外出は、明るく

目立つ色(白や黄色)の服装で

☆反射材の着用

ドライバーは・・・

☆早めのライト点灯

☆ライトのこまめな切換

☆安全確認の徹底

## ☆アスベスト(石綿)問題に関する相談窓口

### 【総合窓口】

環境生活部環境政策局環境管理課

TEL 073-441-2683

健康に関する相談は、最寄りの保健所へお問い合わせ下さい。



# 住宅のリフォーム工事をお考えの方に！

「無料で家の点検や耐震診断をします」などの甘い言葉には要注意！



- ★名前・用件を確かめる
- ★業者を簡単に家に入れない
- ★断るときははっきりと
- ★その場ですぐ契約しないで、家族や友人などに相談する

「無料で点検します。」と言う業者に家の床下を見てもらったところ「今すぐ修理しないと床下が腐ってしまう」と言われ、不安になったので言われるまま工事を頼んだら高額な代金を請求された。

こんな被害に遭わないよう注意しましょう!!

## ◎訪問販売によるトラブルに関する相談窓口

### 相 談 窓 口

- 和歌山県消費生活センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・073-433-1551
- 和歌山県消費生活センター紀南支所・・・・・・・・・・・・・・・・・・0739-24-0999

## ◎リフォーム工事の事前相談窓口

窓口では、業者の選定方法、工事前の書面による契約の重要性、見積書の見方などに関する情報提供・アドバイスを行います。

### 事 前 相 談 窓 口

- 県庁県土整備部都市住宅局都市政策課・・・・・・・・・・・・・・・・073-441-3231
- 那賀振興局 建設部 建築課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0736-61-0030
- 伊都振興局 建設部 建築課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0736-33-4922
- 有田振興局建設部総務課建築グループ・・・・・・・・・・・・・・0737-64-1299
- 日高振興局建設部総務課建築グループ・・・・・・・・・・・・・・0738-24-2908
- 西牟婁振興局 建設部 建築課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・0739-26-7922
- 東牟婁振興局串本建設部総務管理課建築グループ・・・・・・・・0735-62-0755
- 東牟婁振興局新宮建設部総務課建築グループ・・・・・・・・・・・・0735-21-9623

土曜・日曜・祝日・年末年始は休みです。